全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成23年４月５日（火）17:00～17:15
場所：中央合同庁舎４号館10階　園田政務官室
出席者：園田康博政務官　（陪席者）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下　計５名
　　全労連公務員制度改革闘争本部
　　小田川義和本部長（全労連事務局長）、宮垣忠国公労連委員長、野村幸裕自治労連委員長、北村佳久全教委員長、黒田健司事務局長（全労連常任幹事）
議題：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について（案）」（以下「全体像」という。）の国家公務員制度改革推進本部決定についての説明
概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：全労連）。

○　全閣僚はじめ関係者が参集した本日の本部においては、中野公務員制度改革担当大臣から「法制上の措置が必要なものについては、関係大臣とも連携し、精力的に法案化作業を進め、できる限り速やかに国会に提出してまいりたい」旨の、総理大臣から「中野大臣を中心に関連法案の提出に向けて鋭意作業を進めていただきたい。また、地方公務員の労働基本権の在り方については、総務大臣が中心となって検討を進めていただきたい」旨の発言がそれぞれあった。
　当初３月15日に全体像案の本部決定を予定していたが、東日本大震災の発生に伴いスケジュールの変更を余儀なくされ、本日の本部決定となった。今後、全体像に基づき精力的に法案策定作業を進め、出来るだけ速やかに国会へ関連法案を提出してまいりたい。

●　労働基本権回復に向けた前進的な内容を含む改革の全体像が取りまとめられたことは、現政権の努力を多として受け止めたい。
　今後の法案策定作業や制度の運用について、４点意見を申し上げたい。①全体像策定の段階で、「国民全体の奉仕者としての公務の公正性を確保しつつ」というフレーズが追加された。公務員制度の運用と、労働組合との公務に関する交渉、争議権を含む公務労働者の労働基本権の法律事項と労働基本権の議論を反映し、可能ならば同時期に法案をとめられるよう、関係機関へ働きかけていただきたい。②民間同様に労働条件決定システムへの参画が適切な機能を果たす勧告機関の新たな人事公正委員会、各府省の人事公正委員会、内閣人事局、人事院、政府が新たに定着し、争議権を含む公務労働者の労働基本権を全面的に回復すべく、政府には、引き続き重要な課題である。③交渉員の職員や国会職員を取り扱う準備作業を進め、出来るだけ速やかに国会へ提出していただきたい。④地方公務員の労働基本権の問題と併せて、裁判所職員の取扱いについても、関係機関へ働きかけていただきたい。

●　法案策定に当たっては、当方の意見が反映できるような協議の場を引き続き持たれたい。また、社会保険庁職員の分限免職問題にかかわって、政府が十分に分限回避の努力をしたのか疑問だ。対象者の復職に政治の力の発揮を求める。

●　地方公務員については、「速やかに」という言葉が実効あるものとして、国家公務員と時期を違えることなく具体化されることを望む。
　また、地方公務員ひとくくりではなく、教職員をはじめ独自の制度がある。総務省が制度検討を行うことは当然であるが、所管省庁としての文科省とも協議し、実態に即した制度設計がなされるようお願いする。

●　被災下の岩手県沿岸部の市町村を巡って、いま帰ってきた。被災地では、過酷な状況にもかかわらず、住民のために尽くしたいという使命感のもと、職員が働いている。そこに公務労働の意義があり、職員がやりがいを持って職務に専念できることが重要。
　また、人事においては公正さと民主性が重要であり、制度設計をする上では、それを担保できるシステムが必要だ。
　地方公務員について、今後、一刻も早い制度化を行い、その過程では、労使間での話し合いを重視し、知恵を出し合いたい。

○　それぞれの御要請はしっかりと受け止めたい。詰め切れていない部分については、今後の課題とさせていただきたい。
　この改革は数十年来の改革の一歩を踏み出すものであり、その一歩は大変大きいものである。前進する方向性については皆様方と一致していると認識しており、引き続きよろしくお願いする。

●　改めて、推進本部事務局が我々の意見に真正面から向き合った対応を進めるため、政務三役の努力を重ねて求めたい。